

らんたん便り 2025年12月号

すっかり寒くなってきました。

こんにちは、代表司法書士の山崎秀です。

最近、スマートウォッチをつかっています。手元で通知が確認できるのが便利です。腕時計は電波時計で時間が正確なものも好きなんですがスマートウォッチもいいですね。

さて、今回のテーマは、表面は成年後見制度をはじめるときのこと。
裏面はクーリングオフについてです。



成年後見を はじめたいとき

家庭裁判所への申立てが必要です。当事務所は申立てから後見人への就任の内諾までおうけしています。

また、ご本人の財産額を問わず、ご相談をお受けしています。

最初にお聞きしたいことは

- ご本人の判断能力の状況と利用への同意
 - 後見を考えたきっかけ
 - ご本人の親族関係とその関係性
 - 現在の収入源や生活費の支払い方法、
 - その支払いができるか
- などをお分かりの範囲で教えてください。

ご本人との出張相談も実施しています。
申立や後見報酬の工面方法、各種助成制度の利用からご相談ください。

誰が後見人を呼ぶ？

申立人となれるのは、本人、四親等以内の親族、市町村長です。
市町村長申立では後見人候補者の指名はできません。

家庭裁判所の令和6年統計によると、後見人を呼ぶ申立人は
1位が市町村長 23.9%
2位が本人 23.5%
親族は3位が子で4位以下に他の続柄が続きます。
身寄りのない方の多さと親族同士の支援が難しくなった時代を象徴しているデータかもしれません。

事務所連絡先

公式LINEへのご連絡も可能です→

電話番号：06-6777-2857

住所 大阪府大阪市天王寺区真田山町

2番2号東興ビル8階7号室 司法書士山崎秀



知っておくと役立つ

豆知識

当事務所が対応していて一般の方がしつていれば役立ちそうな法律や手続きに関するご質問にお答えする特集をお届けします。



Q クーリングオフはどんな場合にできますか。

A 訪問販売・電話勧誘等による契約は8日以内なら理由なく解除できます。※適用除外の商品もありますが多くの取引が対象です
事業者が交付するクーリングオフ案内書面は厳格に要件があります。
書面を受け取った日から8日以内であれば、ハガキやメール、書面でも、適切に通知することで契約をなかったことにできます。クーリングオフ通知したことはコピーやスクリーンショットで保存しましょう。(水道工事、ネットの副業商材などの事例も多いです)



Q 訪問販売や電話勧誘って、どんな場合をいうのです
か？(Zoomなども含まれますか？)

A 訪問販売は営業所等以外での契約が、電話勧誘にはZOOMも
含まれる可能性があります。
ご自宅での契約や、喫茶店や路上での販売も訪問販売です。
電話による勧誘にはZOOM等でのWEB会議での勧誘も含まれます。
一見、契約書があってもクーリングオフの説明が要件を満たしていない
ければ書面交付がなく、いつでもクーリングオフが可能です。



Q 不安なときの相談先はどこがいいのでしょうか。

A 1番手は消費生活センターがおすすめです

クーリングオフや消費者契約に詳しく、最初の相談先としてわかりやすいです。また、クレジットカードで払ってしまった場合のカード会社経由の交渉も期待できます。
ただ、それだけでは難しいような正面から相手へ返金請求を検討する
ようなときは、ぜひ司法書士へのご相談をご検討ください。



単語は知っていても意外と複雑なクーリングオフを一部ですが案内しました。
当事務所では司法書士法の範囲で140万円までの交渉や簡易裁判所での訴訟を
ご相談者と一緒に費用も検討しながら対応しています。